

逗子市と葉山町との容器包装プラスチック処理施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する協定書（案）

逗子市及び葉山町は、容器包装プラスチック処理施設の整備運営に関する事務の管理及び執行に関し、逗子市と葉山町との容器包装プラスチック処理施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する規約（平成31年 月 日施行。以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（経費及び収入の算出方法）

第1条 規約第3条及び第4条に規定する経費及び収入の額の算出方法は、別表のとおりとする。

（経費の清算）

第2条 規約第7条に規定する経費の調整は、当該過不足が生じた年度の逗子市及び葉山町の歳入歳出決算の議決後最初に到来する経費の納付において行うものとする。

（連絡会議）

第3条 規約第8条の連絡会議は、逗子市長及び葉山町長がそれぞれ指定する者をもって組織する。

（条例等の制定又は改廃の場合の協議）

第4条 葉山町長は、規約第9条第1項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、逗子市長に協議を申し入れることができる。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度逗子市長及び葉山町長が協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、逗子市長及び葉山町長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年 月 日

逗子市 逗子市逗子五丁目2番16号

逗子市長 桐ヶ谷 覚

葉山町 三浦郡葉山町堀内2135番地

葉山町長 山 梨 崇 仁

別表

項 目	算 出 方 法
事前調査費（生活環境影響調査に係る経費）	平成29年度の各施設への搬入 量で按分
改修費（ストックヤードの改修に係る経費）	
管理運営費（選別梱包ライン賃借料、 保守業務委託料、処理作業業務委託料、再商 品化業務委託料その他容器包装プラスチッ クの処理に係る経費）	搬入量で按分
規約第4条の収入	逗子市が収入した額を当該収 入に係る引渡数量で按分

備考

- 1 葉山町が負担する費用の額は、左欄に掲げる費用に関する項目に、それぞれ右欄に掲げる算出方法により算出したものとする。
- 2 算出した費用負担に1円未満の端数があるときその他の調整が必要なときは、逗子市長及び葉山町長が協議の上これを決定する。
- 3 「搬入量」とは、処理施設に搬入される容器包装プラスチックの量とする。
- 4 「引渡数量」とは、規約第4条の指定法人へ引き渡した特定分別基準適合物の量とする。